

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件三件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨通知があった件 四
- 土地収用法により事業の認定をした件 四
- 道路の区域を変更する件三件 四
- 正誤 四
- 平成二十三年一月二十八日付け第 四
二千二百五十三号中 四

告示

福島県告示第五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年二月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル内郷店 福島県いわき市内郷御厩町三丁目百五十五
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)ヨークベニマル内郷店
(変更後)ヨークベニマル内郷店
- 三 変更した年月日
平成二十三年一月十九日

四 届出年月日

平成二十三年一月二十八日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年二月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) ロック開発株式会社
代表取締役 羽間 和彦
(変更後) ロック開発株式会社
代表取締役 大門 淳

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十二年五月二十七日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十三年二月二日

五 届出をした者

ロック開発株式会社

(「別紙書面」は省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年二月十四日から同年六月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福

福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備えて縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称
(変更前) ロックショッピングタウン塩川
(変更後) ロックタウン塩川
- 2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) ロック開発株式会社
代表取締役 横田 稔弘
(変更後) ロック開発株式会社
代表取締役 羽間 和彦

- 三 変更した年月日
1 平成十八年一月四日
2 平成十八年五月二十六日

- 四 届出年月日
平成二十三年二月二日
- 五 届出をした者
ロック開発株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月十四日から同年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年二月十四日から同年三月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備えて縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百二十四番二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

- 一 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 二 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- 一 立木の伐採方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
いわき市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
 - 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的干害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - 一 立木の伐採方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（治山対策課）
- 福島県告示第六十号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十三年二月十四日
- 福島県知事 佐藤雄平
- 一 起業者の名称
福島市
 - 二 事業の種類
福島市国体記念体育館駐車場整備事業
 - 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
 - 1 収用の部分
福島県福島市仁井田字谷地北地内
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

- 1 法第二十条第一号の要件への適合性
福島市国体記念体育館駐車場整備事業（以下「本事業」という。）は、第五十回国民体育大会「ふくしま国体」のバレーボール会場として建設された福島市国体記念体育館（以下「本体育館」という。）の駐車場を増設する事業であり、法第三十二条に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。
したがって、本事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
- 2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、平成二十三年度に本事業に係る工事を行うこととしており、今年度、起業地取得のための予算措置を講じていることから、本事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。
- 3 法第二十条第三号の要件への適合性
（一）得られる公共の利益
本体育館は、平成二十一年度の利用者数が約二十七万人に上るなど、福島市のスポーツ施設の中核をなす施設であり、館内には、メインアリーナのほか、サブアリーナ、軽スポーツ室、トレーニング室等の施設が備えられている。また、土曜日、日曜日には各種大会が開催されることが多く、平日においても、各種団体がスポーツの練習等で利用しているところである。
現在、本体育館には、敷地内に百七十分、国道十三号福島西道路高架下に五十二台分の合計百六十九台分の駐車場が整備されているが、本体育館で開催される大会には車両台数が二百台を超える大規模な大会が多数あり、その場合には既存の駐車場で対応できない状況にある。駐車場からあふれた車両は、本体育館周辺の路上に駐車するなどして周辺道路の交通環境を悪化させており、地域住民からも、交通環境改善のため駐車場を増設するよう要望が出されている。
また、このような状況は、救急車等の緊急車両の通行の妨げになる可能性もあり、非常に危険な状態である。
本事業は、本体育館の南側に新たに二百台分の駐車場を整備するものであるが、本事業の施行により、既存の駐車場と併せて三百六十九台分の駐車場が確保される見込みであり、大規模な大会にも対応することができる。また、路上駐車が増加することにより、周辺道路の交通環境を改善し、地域住民の安全な生活を確保することができる。
さらに、駐車場の収容台数が増えることにより、大会開催中においても大会関係者以外の一般利用者がトレーニング室等の施設を利用できるようになり、「福島市総合計画ふくしまヒューマンプラン21」後期基本計画に定めるスポーツ・レクリエーションの振興を図ることができる。
したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。
（二）失われる利益

起業者が、希少野生生物の生息及び生育の情報について福島県生活環境部環境共生総室自然保護課に照会したところ、起業地周辺における希少野生生物の生息及び生育の情報は確認されていないとのことであった。

また、起業者は、起業地が埋蔵文化財包蔵地外であること並びに福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域に指定されていないことを確認している。

(三) 事業計画の合理性

起業者は、起業地の選定にあたって、本体育館の隣接地二か所を候補地としてうえて比較検討を行っているが、社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

また、新たに整備する駐車場の規模については、本体育館で例年行われる各種大会の規模を勘案のうえ決定しているものであり、適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3の(一)で述べたように、本体育館で大規模な大会が開催される際には、既存の駐車場が狭隘なため、駐車場に駐車できなかった車両が周辺の路上に駐車するなどし、交通環境を悪化させている。このような状況は、地域住民の生活の支障となるだけでなく、救急車等の緊急車両の通行の妨げになる可能性もあるため、早急な改善が必要と認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。また、本起業地は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
福島市役所保健体育課

(土木総務課用地室)

福島県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三九九号	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 同 市小川町上小川 字石柄平四三番地先ま で	変更前	A 四・〇 四一・八	一、八六五・一
	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 同 市小川町上小川 字石柄平四三番地先ま で	変更後	B 一一・〇 一一一・〇	二、二〇六・〇
	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 以後内三八番一〇地先 まで		A 一一・〇 四一・八	六七〇・一
	いわき市小川町上平字 前田二三番一地从先から 同 市小川町上小川 字石柄平四三番地先ま で		B 一一・〇 八五・七	二、二〇六・〇

(道路計画課)

福島県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小川 赤井平線	いわき市小川町上平字 以後内三八番一地先か ら	変更前	A 五・五 一九・四	二二九・九
		変更後	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
同	市小川町上平字 清水五八番一地先まで	変更前	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
		変更後	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
同	市小川町上平字 清水七四番地先から	変更前	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
		変更後	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
同	市小川町上平字 清水五八番一地先まで	変更前	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四
		変更後	B 一七・〇 四二・〇	二〇五・四

(道路計画課)

福島県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十三年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十四日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 四倉線	いわき市小川町上小川 字和具一三番地先から 同 市小川町上平字 前田二五番地先まで	変更前	A 七・四 四一・八	二、〇一六・一
		変更後	B 一一・〇 〇	五四〇・五

正 誤

字和具一三番地先から 同 市小川町上平字 前田二五番地先まで	変更後	四八・五	
いわき市小川町上小川 字和具一三番地先から 同 市小川町上平字 前田二五番地先まで	B 一一・〇 四九・六		二、〇九四・一
いわき市小川町上小川 字和具一三番地先から 同 市小川町上小川 字彦太郎内一六番八地 先まで	C 八・九 一六・三		五九〇・〇

(道路計画課)

○平成二十三年一月二十八日付け第二千二百五十三号中（原稿誤り）

ページ	段 行	正	誤
二七	下		
後ろか	ら一	平成二十三年三月十四日 (月) 午後五時	平成二十三年二月二十八日 (月) 午後五時



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷